

北九州市人権行政指針 第2次改訂版（案）

平成17年11月策定
平成29年10月第1次改訂
令和2年 月第2次改訂

北九州市

目 次

第1編 北九州市人権行政指針

第1章 指針策定の経緯と位置付け	3
1 指針策定の経緯	
2 指針の位置付け	
第2章 「人権文化のまちづくり」の推進	5
1 「人権文化のまちづくり」の推進にあたって	
2 基本理念	
3 市民の役割として期待されるもの	
(1) 市民一人ひとりの役割	
(2) 地域の役割	
(3) 企業の役割	
4 「人権文化のまちづくり」を進めるための市民運動	
第3章 人権施策の推進	9
1 基本的な視点	
2 人権施策を推進するための取組み	
(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」	
(2) 市民参加・市民参画の促進	
(3) 「人権の約束事運動」の推進	
(4) 人権感覚に優れた職員の育成	
(5) 行政施策の評価と検証	
(6) 人権のネットワークの充実	
(7) 人権に関する相談・支援機能の充実	
(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援	
(9) 地域の拠点機能の充実	
第4章 人権教育・人権啓発の推進	15
1 基本的な視点	
2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み	
(1) 人権教育	
① 学校教育	
ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進	

- イ 指導方法・教材の改善と充実
- ウ 人権感覚に優れた教職員の育成
- エ 地域・家庭との連携

② 社会教育

- ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出
- イ 地域交流活動の促進
- ウ 指導者の育成

(2) 人権啓発

- ① 啓発活動の充実・推進
- ② 人材育成の充実
- ③ 地域における啓発活動の推進
- ④ 企業の啓発活動への支援
- ⑤ 人権啓発ネットワークの充実
- ⑥ 調査・研究機能の充実
- ⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実

【参考】 人権文化のまちづくりの推進体系 22

第2編 北九州市の人権に関する取組み状況

第1章 人権を取り巻く状況 23

第2章 北九州市の人権に関する取組み状況 24

資料編 40

- 1 世界人権宣言
- 2 日本国憲法（抄）
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 4 法務省人権啓発活動年間強調事項（令和元年度）
- 5 主要な人権関係条約**
- 6 人権課題別の法令、制度等**
- 7 「元気発進！北九州」プラン（北九州市基本構想・基本計画）（抜粋）**
- 8 北九州市自治基本条例（抜粋）**

第1編北九州市人権行政指針

第1章 指針策定の経緯と位置付け

1 指針策定の経緯

20世紀において人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、戦争がいかに人権を侵害するものであるか、また平和がいかにかけがえのないものであるかを学びました。

その反省と平和を願う世界的な取組みにより、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる「世界人権宣言（昭和23年（1948年））」が国連で採択されました。その後、すべての人々が自由と権利とを普遍的に享有できる社会の実現に向けた取組みが世界中でなされてきました。

北九州市では、昭和63年（1988年）12月にまちづくりの基本構想である「北九州市ルネッサンス構想」を策定、その中で特に市政の重要な課題として「人権意識の高揚と差別の解消」を掲げ、「世界人権宣言」に謳われた「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という理念の実現に向けて努力をしてきました。

人権教育・人権啓発の推進に関しては、平成9年（1997年）に市長を本部長とした「北九州市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成10年（1998年）10月に「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」を策定、「こころの『もやい』を大切にすまちづくり」「いのちと環境の調和を目指すまちづくり」という2つの柱を掲げた基本理念の実現に向けて、様々な施策を進めてきました。

また、平成14年（2002年）3月に同和問題解決のための「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる地対財特法）」が失効すること等から、同年2月に「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定しました。その中でこれまでの同和問題解決の取組みの成果と課題を踏まえて「同和問題を人権問題という本質から捉え、これまでの同和問題解決への取組みをあらゆる人権に関する問題の解決につなげていくという未来への大きな広がりをもった創造的、発展的な見地に立って、本市は、人権を尊重したまちづくりを目指す」という方針を明らかにしました。

こうした状況から、平成15年（2003年）4月、「北九州市人権施策審議会」を設置し、同年7月、「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」諮問しました。

平成17年（2005年）2月2日に答申を受け、同年11月、「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」の取組み状況や北九州市人権施策審議会答申を踏まえ、北九州市が21世紀に進める「人権文化のまちづくり」のための「人権行政指針」を策定しました。

2 指針の位置付け

この「人権行政指針」は、人権を尊重するという文化が北九州市民の日常生活の中に築かれ、まちづくりの主役である市民と北九州市とが力をあわせて「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や基本的な視点、施策の方向性を明らかにしています。

本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランにもまちづくりの取り組みの柱の一つに「人権文化のまちづくり」を位置付けています。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」に示された地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための指針です。

加えて、平成14年（2002年）2月に策定した「北九州市人権・同和行政の基本方針」の中で、本市が目指すこととした「人権を尊重したまちづくり」を実現するための理念や基本的な考え方、施策の方向性を掲げたものでもあります。

本市が行うすべての施策の計画策定や事業の推進にあたって、本指針に掲げた理念や基本的な考え方を踏まえることにより、人権が尊重されるまちの実現に努めます。

さらに、本市は、平成30年（2018年）6月、「SDGs未来都市（※）」に選定されました。「真の豊かさにあふれ、世界に貢献し、信頼される「グリーン成長都市（※）」を目指し、経済、社会、環境の三側面から統合的に取り組んでいます。

「人権文化のまちづくり」を進めることは、「SDGs」の達成に資することから、積極的に取り組んでいきます。

（※）SDGs 未来都市

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中で、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を国が「SDGs 未来都市」として選定するもの。

（※）グリーン成長都市

平成30年（2018年）8月に策定した「北九州市SDGs未来都市計画」において目指す2030年の市のあるべき姿。

本指針を踏まえて行う「人権文化のまちづくり」の推進については、計画的に取り組むとともに、人権を取り巻く国内外の状況の変化や、国等の動向等を踏まえ、本指針は必要に応じて見直しを行いながら「人権文化のまちづくり」を進めていきます。

第2章 「人権文化のまちづくり」の推進

1 「人権文化のまちづくり」の推進にあたって

北九州市は「人権意識の高揚と差別の解消」の実現に向けて、同和問題をはじめとして、様々な人権課題を解決するための取組みを行い、人権が尊重されるまちづくりを目指してきました。

しかし、子どもや女性、高齢者、障害のある人などに対する身体的・精神的暴力や虐待などの人権侵害、また差別意識や偏見、理解不足などによる差別事象が発生しています。

この21世紀には、北九州市に暮らし、学び、働き、集うすべての人の人権が尊重され、人権が侵害されることのない社会、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことのできる社会の実現が求められています。

このような社会は、市民一人ひとり、地域、企業、行政の努力によってはじめて実現できるものです。これからは市民一人ひとりが人間としての尊厳を持つかけがえのない存在であることをお互いに尊重し、価値観や個性の違いを認め合い、支え合うという「人権を尊重し合う文化」を北九州市に創造することが必要だと考え、北九州市はその実現に向けて、「人権文化のまちづくり」を推進してまいります。

「人権文化のまちづくり」とは

「市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前行動として自然に現すことができる社会をつくること」です。

「人権文化のまちづくり」を進めるということは、市民一人ひとりが個性や能力を発揮し自分らしく生きることができる社会、国籍・性別・年齢などに関係なく、価値観や個性の違いを認め合う多様性が認められる社会をつくることです。また、家庭や地域、学校、職場など日常生活の様々な場面における評価の基準が人権尊重の考え方に照らして判断される社会をつくることでもあります。

人権を尊重することが私たちの日常生活の中に文化として定着するように、北九州市は「人権文化のまちづくり」に向けて、まちづくりの主役である市民と力を合わせて努力していきます。

2 基本理念

「人権文化のまちづくり」を進めるために、次の3つの基本理念を定めて取り組みます。

(1) 人間の尊厳

人権は「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利であり、日本国憲法において定められている侵すことのできない永久の権利です。

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民相互の間で人権の意義が正しく認識され、市民一人ひとりが「人間の尊厳」を持つかけがえのない存在として意識され、守られることが必要です。

(2) 自立

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民がまちづくりの主役としての自覚を持って自ら考え、判断し、行動することが必要です。

(3) 共生・協創

心がふれあう交流を通し、理解を深め、共に生き、支え合い、そしてお互いに協力し、創意を生かしながら「人権文化のまちづくり」に取り組むことが必要です。

さらに、地球環境をはじめとして身近な環境に至るまで、市民生活を取り巻くあらゆる環境との共生も大切です。

3 市民の役割として期待されるもの

「人権文化のまちづくり」は、行政の力だけで実現できるものではなく、「人権を尊重する」という市民の主体的な行動や取り組みと連携してこそ実現できるものです。

北九州市は、市民がまちづくりの主役であることを認識し、市民の自主性や主体性を発揮できる環境づくりに努め、「人権文化のまちづくり」に向けて行政総体として積極的に取り組みます。そのために必要な視点や推進策については第3章以降に記載します。

(1) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、自らの行動が人権を守る社会をつくるという意識を持ち、人権尊重の考えに裏打ちされた態度や行動を日常生活の中で実践することが必要です。

人権を尊重するという意識を高めるためには、地域で行われる人権に関する講座や人権啓発事業に参加するなど人権に関する情報に積極的に接することや、様々な人権課題の当事者をはじめとした多くの人々との交流やふれあいを通して人権について考え、人権を正しく理解することが大切です。

また、市民一人ひとりの人権意識の形成にとって、家庭の果たす役割は重要です。このため、親など大人が率先して日頃から人権に対する正しい理解や人権感覚の涵養に努め、大人自身が偏見を持たず、差別をしない姿勢を家庭の中で示すことが大切です。

人権を尊重し合う社会を築くためには、市民一人ひとりが思いやりや配慮にあふれた言葉を大切にすることも重要です。また、差別や虐待など地域で生じる様々な課題を自分の身近な問題としてとらえ、解決のための取組みに積極的ににかかわることも求められています。

(2) 地域の役割

地域には、住民が相互に協力し合いながら、誰もが暮らしやすい地域コミュニティをはぐくむという役割があります。このため、まちづくりの重要な担い手である町内会、自治会等の地域団体と地域の一員である医療機関、福祉施設をはじめとした事業所、企業、市民活動団体(※)等が連携、協働するネットワークを形成しながら、人権を尊重したまちづくり活動に取り組むことが必要です。

地域住民がそれぞれの力を出し合い、協力、連携を図りながら人権を尊重したまちづくり活動を推進していくことで、住民の「交流」や「ふれあい」が促進され、「支え合い」が深まり、地域コミュニティが形成されていきます。

このため、次代を担う子どもたちを含めた地域住民の心がふれあう交流事業を実施したり、人権を尊重したまちづくり活動を推進する人材をはぐくむ環境づくりを進めることが重要です。

(※) 市民活動団体

NPO（民間非営利組織）、ボランティア団体、様々な人権課題の当事者の団体等のことを示しています。以下、本指針では「市民活動団体」と記載します。

(3) 企業の役割

企業は「企業市民」として、その社会的責任を自覚し、地域社会に貢献することが求められています。企業は地域社会の一員として、人権尊重という視点を入れた取組みやまちづくり活動に意義を見出し、積極的に活動することが必要です。

誰もが働きやすい職場づくり、安全で安心な商品やサービスの提供、人権や環境に配慮した取組みなど企業活動のすみずみにまで人権への配慮が根付くよう、企業内の人権意識を高めるための取組みが大切です。このため人権に関する研修や事業所内での啓発活動を計画的、継続的に実施するための体制の整備が望まれます。

特に、医療機関や福祉施設をはじめとした人権にかかわりの深い事業所は、従事者等の人権意識の向上が重要であることから、人権に関する研修体制の充実が求められています。

また、企業は「企業市民」として「人権文化のまちづくり」の推進に積極的に参画するとともに、企業で働く一人ひとりが「よき市民」として地域貢献できるような環境づくりも大切です。なによりも経営のトップに立つ人が、「人権文化のまちづくり」の意義を理解し、人権尊重社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが重要です。

4 「人権文化のまちづくり」を進めるための市民運動

「人権文化のまちづくり」を推進するためには、市民の間に人権を尊重するという気運を醸成することが必要です。また、「人権文化のまちづくり」は、まちづくりの主役である市民の知識や経験、能力、行動力が十分発揮できるよう、市民と北九州市とが創意工夫し協働しながら進めることが必要です。

このため市民が具体的に実践できる市民運動として、「人権の約束事運動（[__頁参照](#)）」を推進します。

また、「人権文化のまちづくり」の実現に必要な人権施策や人権教育・人権啓発の推進に際しても、市民参加・市民参画を得ながら、市民に身近な取組みとなるよう努めます。

第3章 人権施策の推進

北九州市が行う施策は福祉、教育、文化、経済活動等多岐にわたっています。これらの施策は市民の基本的な人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠くことのできないものです。このことから、北九州市が行うすべての施策が人権にかかわる施策であるといえることができます。

このため、北九州市はすべての施策において人権尊重を基調とし、「人権文化のまちづくり」を推進するため行政総体として取り組みます。

また、施策を推進するにあたってはすべての市職員が人権尊重の意義を正しく理解し、市民の生活を守るという姿勢と意欲、自覚を持って取り組み、市民から信頼される市職員となるよう努めます。

北九州市が人権施策を推進するにあたっての基本的な視点と推進策を次のとおりとします。

1 基本的な視点

(1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

北九州市は、人権の尊重がすべての行政施策の根幹であることを認識し、あらゆる施策において「人権を尊重する」という視点を据えます。

(2) 市民が主役となる施策の推進

「人権文化のまちづくり」の主役は市民です。北九州市はこのことを踏まえ、市民が人権を身近に感じ、理解を深めるとともに、「人権文化のまちづくり」に向けて自主的、主体的に行動できる施策の推進に努めます。

(3) 「いのち」をつなぐ環境づくり

北九州市が行うすべての施策は人権にかかわる施策であり、人間の尊厳を守る施策であり、人間の根源である「いのち」を将来に向かってつないでいく施策でもあります。

人間と地球環境との共存という大きな視点を踏まえ、市民が健康で快適に、安全に、そして安心して暮らしていくための身近な環境づくりを進めていきます。

2 人権施策を推進するための取組み

(1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」

北九州市が「人権文化のまちづくり」を進めるためには、すべての施策が人権にかかわる施策であることを踏まえ、常に人権尊重の視点に立って施策を推進する必要があります。また、「人権文化のまちづくり」を特定の部局に限った取組みとせず、すべての部局で推進します。

行政総体として人権行政を推進するためには、施策相互の関連性を重視し、関係部局が連携を図るとともに、広い見地からの総合的な取組みが必要です。

このため、施策を総合的・効果的に推進するための横断的組織として、市長を本部長とする「北九州市人権施策推進本部」を置き、新たに生じる人権課題等にも全庁的に取り組めます。

また、「人権文化のまちづくり」に向けて市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働して取組みを進めます。

さらに、人権問題には複数の人権課題に共通する問題が存在するという視点や、人権問題が個々の独立した問題ではなく、複合的に存在するという視点を持って、今後も取組みを進めていきます。

◆施策の方向性

- ・ 全庁的に取り組むための「北九州市人権施策推進本部」の運営
- ・ 市が策定するすべての計画における、本指針の「理念」や「基本的な視点」の尊重
- ・ 市民、地域、企業等と北九州市とが連携、協働した取組みの推進

(2) 市民参加・市民参画の促進

「人権文化のまちづくり」を進めるためには、まちづくりを市民が身近に感じ、市民がまちづくりの主役として主体的に行動することが求められます。

このため、市民が市政に参加・参画できる機会の確保に努めるとともに、市民との情報の共有化を図り市政に対する関心や信頼を高めるための取組みを推進します。市民活動団体との連携や協働も推進します。

また、「人権文化のまちづくり」に地域社会全体で取り組む気運を高めるための取組みを推進します。

◆施策の方向性

- ・ 事業計画段階からの市民参加、市民参画機会の確保
- ・ 「人権文化のまちづくり」に関する効果的な市政情報等の提供
- ・ 市民活動団体と連携、協働する「人権文化のまちづくり」の推進
- ・ 地域における人権を尊重したまちづくり活動への支援

(3) 「人権の約束事運動」の推進

「人権文化のまちづくり」を進めることは、誰もが生きる喜びを実感し、平和で心豊かに暮らすことができる社会を築くことです。

市民一人ひとりがそのことを理解し、日常生活の中で人権を尊重し、行動として現せるようなまちを目指す「人権の約束事運動」を市民とともに推進します。

具体的には、国連のグローバル・コンパクト（※）の手法を参考に、人権に関する身近なテーマを市民相互の“約束事”として掲げ、守る、“北九州市版グローバル・コンパクト（協定、約束）”の活動を中心にしながら取組みを進めます。

「人権の約束事運動」の趣旨に賛同し、市民の立場で運動を広めていく、広範な市民、企業等を構成員とする団体等で組織する「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働して推進します。

「人権の約束事運動」の実施にあたっては、他の市民運動との整合性を図り、市民にとって実践可能な運動となるよう努めます。

(※) 国連グローバル・コンパクト

国連のアナン事務総長が提唱し、2000年に国連本部で正式に発足しました。加盟した企業は、人権・労働・環境に関して国際的に認められた規範を遵守し、実践することを通じて企業の社会的責任を果たし、「より良き地球市民」を目指すものです。

◆施策の方向性

- ・ 「人権の約束事運動『ほっとハート北九州』推進協議会」と協働した「人権の約束事運動」の推進
- ・ 「人権の約束事運動」への参加促進および内容の充実

(4) 人権感覚に優れた職員の育成

北九州市のすべての職員は、豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立った業務を遂行するとともに、「人権文化のまちづくり」に自らも参画するという自覚を持つことが必要です。

このことから、職員一人ひとりが人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行するため、一層効果的な職員研修を推進します。

◆施策の方向性

- ・ 参加型や体験型研修など効果的な研修の推進
- ・ 効果的な職場研修の推進

(5) 行政施策の評価と検証

すべての施策が人権にかかわる施策であることや人権を尊重することが豊かな地域社会にとって欠くことのできないものであることを踏まえ、北九州市が行う施策が人権の視点に立ったものかどうかを見極め、施策の見直しや改善をすることが必要です。

このため、行政に対する理解と信頼を深めるために人権尊重の視点に立って行政施策が実施されているか、評価や検証を行います。

さらに、北九州市人権施策審議会において人権行政を市民の視点で見守るとともに、本市の人権施策の推進にかかる基本的事項を調査審議します。

◆施策の方向性

- ・ 人権尊重の視点に立った行政施策の評価・検証

(6) 人権のネットワークの充実

「人権文化のまちづくり」は、社会全体で取り組むことが必要です。また、人権に関する市民ニーズが多様化する中では、柔軟な発想と行動によってまちづくり活動をしている市民活動団体等との連携や協働が重要となります。

このため国、県等の行政機関はもとより人権擁護委員（※）や民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等との連携を充実・強化し、人権を尊重したまちづくり活動を促進します。

特に市民活動団体とは、団体の自主性を尊重し、対等なパートナーシップを築きながら、人権問題に関する情報交換や地域での交流活動の実施など、連携や協働を促進します。

さらに、これらのネットワークを活用しながら人権に関する情報を市民に効果的に提供できるよう努めます。

(※) 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員法に基づく人権相談や調査・救済、啓発活動をしています。市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選び、議会に諮った上で、法務大臣に推薦します。

◆施策の方向性

- ・ 国、県等の行政機関、人権擁護委員、民生委員・児童委員、地域、企業、市民活動団体等と連携・協働する事業の促進
- ・ 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実
- ・ ネットワークを活用した人権に関する情報の効果的な提供

(7) 人権に関する相談・支援機能の充実

人権問題が複雑化・多様化しており、人権侵害に関する相談内容も多岐にわたることから、あらゆる人権相談に対して迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要です。

このため、法務局など関係機関等と連携を図りながら相談機能を充実し、市民のニーズに的確に対応できるように努めます。

また人権に関する相談は、人権侵害を受けた人の救済だけでなく、人権侵害の発生や拡大の防止にもつながります。

このため、相談を通じて人権侵害の実情や傾向を把握し、必要な施策につなげるよう努めます。また、様々な人権課題の当事者など市民が行う人権問題の課題解決に向けた自主的、主体的な活動との連携や協働を進めます。

◆施策の方向性

- ・ 関係機関との連携による相談機能の充実
- ・ 相談窓口職員の資質向上
- ・ 相談窓口のネットワークを活用した人権侵害の実情や傾向の把握による施策の充実
- ・ 市民活動団体等との連携による人権相談機能の充実

(8) 人権に配慮した取組みを進めるための企業への支援

企業の社会的責任が注目される中、企業は企業内の人権意識を高めるとともに、「企業市民」としての地域貢献に対する積極的な活動が望まれています。

このため、企業との連携を強化しながら企業の人権啓発活動に対する支援を行うなど、企業としての人権意識を高め、地域貢献に取り組みやすい環境を整えます。

さらに、市の出資法人や公の施設の管理運営を行う団体（指定管理者）は、人権尊重の視点を持った業務の遂行が求められます。このため、職員・従事者等の人権意識を高めるための取組みを支援します。

◆施策の方向性

- ・ 北九州市人権問題啓発推進協議会や企業内同和問題研修推進委員会等との連携による人権配慮した取組みへの支援
- ・ 人権啓発資料や講師情報の提供など職場研修等への支援
- ・ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援

(9) 地域の拠点機能の充実

地域における「人権文化のまちづくり」の推進は、地域の実状を踏まえた学習機会の提供を行い、市民の自主的、主体的な活動につながるような取組みを行うことが大切です。

地域交流センター（※）は、隣保館として相談事業や啓発・広報活動事業及び地域交流事業など開かれたコミュニティセンターとしての取組みを積極的に推進するとともに、「人権文化のまちづくり」における人権啓発の地域の拠点となる必要があります。

このため、市民、市民活動団体、保育所、幼稚園、学校、市民センター、地域、企業等との連携を図り、地域における人権啓発活動を通してコミュニティをはぐくむ場として、機能の充実に努めます。また、職員自らが一層の人権尊重意識を高めるとともに人権啓発推進者としての資質の向上を図っていきます。

また、市民センターは、様々な地域活動の拠点であり、住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持ってコミュニティ活動に参加し、地域全体で力を合わせた取組みが行われています。「人権文化のまちづくり」に向けて、地域のこのような取組みの中で、住民がお互いに人権を尊重し合うことの大切さを理解し、人権尊重の視点を踏まえた「ふれあい」や「交流活動」が実践されることが重要です。

このため、地域交流センターと連携し、人権に関する学習機会を提供したり、地域で人権啓発等を推進する人材を養成するなど、人権を尊重したまちづくり活動が地域に根付き、市民センターが「人権文化のまちづくり」の拠点となるような環境づくりに努めます。

(※) 地域交流センター

地域交流センターは、社会福祉法に基づく隣保館として市内に9館設置されました。

「人権を尊重したまちづくり」を推進する中心的役割を担う施設として、福祉の向上や人権啓発など住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターを目指しています。地域交流センターでは、人権啓発事業や講座を開催し、また、生活上のさまざまな相談に応じ、人権課題の解決に努めています。

◆施策の方向性

- 地域の団体・機関等との連携、協働による人権を尊重したまちづくり事業の充実（再掲）
- 研修の充実による職員の資質向上
- 地域における、人権を尊重したまちづくり活動への支援（再掲）
- 地域における、地域交流センターと市民センターの連携強化

第4章 人権教育・人権啓発の推進

新たな人権課題が生じるなど人権問題が複雑化・多様化している今日、様々な人権問題の根底にある共通の構造を見据えた総合的な人権教育・人権啓発の構築が求められています。

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民参加・市民参画を得ながら人権教育・人権啓発に取り組んでいくための基本的な視点と取組みを次のとおりとします。

1 基本的な視点

(1) 自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権への配慮を日常の態度や行動として自然に現すことができる人権感覚を十分に身に付け、人権を自分自身の課題としてとらえることができるよう、人権教育・人権啓発の推進に取り組めます。

(2) 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民を対象に、地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して人権教育・人権啓発に取り組めます。

子どもの発達段階や市民のライフサイクルに応じて、学習意欲の高まりや興味の深まりに沿うよう、内容や手法の工夫に努めます。

(3) 市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は人の心のあり方にかかわるものであり、その推進にあたっては、市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないように留意します。

また、行政の主体性を確保し、中立公正な立場でその役割を果たします。

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組み

(1) 人権教育

① 学校教育

(基本的な考え方)

学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し義務や責任を果たす態度など、「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します。人権教育は学校教育の重要な柱であり、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて取り組んでいきます。

人格が形成される時期にあたる学校での人権教育の果たす役割は極めて重要です。一人ひとりの子どもが、自分の人権と同様に他者の人権をも尊重でき、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるような人権教育を推進します。

ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進

学校生活全体を通じて子どもたちの人権感覚をはぐくむ環境づくりに努め、人権尊重を基本とした学校運営を推進していくことが必要です。

このため、学校の教育活動の全般を人権という視点からとらえるように努めます。

さらに、人権教育に教職員が一体となって取り組む体制を整え、学校全体で目標や計画の共通理解を図りながら組織的・継続的に取り組みます。

◆施策の方向性

- ・ 安全で楽しく学べる環境づくり
- ・ 個に応じた指導の充実
- ・ 教育相談など支援を必要とする子どもや家庭への対応の充実
- ・ 学校の人権教育の目標・計画を明確にし、学校全体で人権教育に取り組むための体制の整備

イ 指導方法・教材の改善と充実

人権についての課題意識を持って自ら考える力や実践的な行動力を育てるためには、子どもの自主性を尊重しながら人権教育を進める指導方法や教材の改善・充実を進めていくことが必要です。

このため、知識偏重に陥らないように多様な体験活動や交流学习の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど子どもたちの興味・関心を生かすなどの工夫を行います。

◆施策の方向性

- ・ 確かな人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫と教材の改善・充実

ウ 人権感覚に優れた教職員の育成

人権教育を進めるうえで子どもに接する教職員の姿勢そのものが重要であり、教職員自身が様々な人権問題への深い理解と人権に対する鋭い感性をもち、自らの人間力を高めるように努める必要があります。

このため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ります。

◆施策の方向性

- ・ 職務に応じた教職員研修の充実
- ・ 実践力を高めるための効果的な研修や研修機会の拡充

エ 地域・家庭との連携

地域・家庭・学校がそれぞれの教育機能を生かしながら連携を図り、人権教育に取り組んでいく必要があります。

このため、保護者や地域の人々の学校教育への参加や、地域・家庭・学校間の情報の共有を進めるなど「開かれた学校づくり」に努め、学校での人権教育の成果を家庭や地

域にも伝えることで、人権教育の効果を高めていきます。

また、人権教育を一層効果的に推進するため、学校間の連携に努めます。

◆施策の方向性

- ・ 地域・家庭・学校の連携による人権教育の推進
- ・ 「北九州市子どもを育てる10か条」「人権の約束事運動」などの市民運動への参加
- ・ 学校間・校種間連携による継続的な人権教育の推進

② 社会教育

(基本的な考え方)

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、地域、家庭、職域などあらゆる場で、地域の実情に応じた多様な学習機会の充実を図ります。

人権問題が複雑化・多様化する中で、様々な人権問題についての総合的な理解ができ、学習効果や学習意欲が高まるような学習プログラムの提供に努めます。学習活動や人権を尊重したまちづくり活動に市民一人ひとりが主体的に参加することを促し、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けられるよう、効果的な人権教育を進めます。

ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出

市民が主体的に人権学習に取り組む意識を醸成するためには、学習成果を生かした実践活動を通して新たな学習意欲を喚起し、学習活動をさらに進展させることが必要です。

このため、学習機会の提供とともに学習成果の活用に努め、学習の場と実践活動の場を結びつけるなど学習サイクルが生まれるような工夫に努めます。

また、人権・環境問題を人間の根源的な課題と認識し、生涯学習における重要なテーマとして位置付けて取り組みます。

◆施策の方向性

- ・ 学習成果が実践活動に生かされる学習体系の整備
- ・ 多様な手法を用いた学習プログラムの提供
- ・ 市民活動団体との連携・協働による多様な学習機会や実践活動の場の提供

イ 地域交流活動の促進

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが心と心のつながりを感じ、互いに支え合える社会を作り上げていくことが必要です。

このため、住民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティア活動等への市民の参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流や人権課題の当事者との交流などにより相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。

◆施策の方向性

- ・ 市民の主体的な活動の支援
- ・ 地域活動等への青少年の参加促進
- ・ 地域・家庭の教育力向上の取組みの推進

ウ 指導者の育成

「人権文化のまちづくり」を市民の主体的な参加を得ながら進めていくためには、地域における学習活動、交流活動、ボランティア活動等の実践活動を活性化させていくことが必要です。このため、地域の実践活動において指導的役割を果たす人材の養成や資質向上に努めます。

また、市民センター館長等の資質向上を図り、地域における効果的な人権教育の推進に努めます。

◆施策の方向性

- ・ 社会教育関係団体等の指導者や市民センター館長等に対する研修の充実や情報提供、相談体制の充実

(2) 人権啓発

(基本的な考え方)

人権啓発の目的は、市民一人ひとりが「人間の尊厳」に基づく人権を正しく理解するとともに、その重要性を認識し、人権を尊重する態度や行動を日常生活の中で自然に現すことができる社会の実現であり、「人権文化のまちづくり」を推進していくことです。

北九州市では、総合的な人権啓発を行うため、市民が人権問題に関心を持ち自発的な学習ができるように、人権推進センターを中心として、講演会、研修会、人権講座等の実施や人権情報の提供、啓発イベントの実施など、市民生活の中に人権尊重の精神が広範に根付くための様々な啓発活動を行っています。

個別の人権課題ごとには、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画フォーラムin北九州」、障害のある人への理解と交流を促進する「障害者週間」、エイズに関する正しい知識の普及と啓発を目的とした「エイズデー」、児童虐待問題に対する関心と理解を深めることを目的とした「児童虐待防止推進月間」等において、市民一人ひとりに個別の人権課題に関する正しい知識を身に付けてもらうための啓発を行っています。

市民一人ひとりが人権についての正しい知識を学び、人権問題を自分自身の課題として受け止め、人権尊重の精神が生活の中で生かされるような啓発活動を、市民の理解と参画を得ながら取り組んでいきます。

① 啓発活動の充実・推進

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくためには、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供等ではなく、市民の理解と共感を得るとともに、人権を身近に考えることができる人権啓発を推進することが必要です。

また、「人権文化のまちづくり」を進めるために、市民が主体的に人権を尊重する気運を醸成するような啓発活動を進めることも重要です。

このため、市民の多様な興味や関心に応じた手法の検討など創意工夫しながら、人権啓発を積極的、効果的に推進するとともに、市民の主体的な人権尊重の実践活動につながるようなきめ細かな啓発活動に努めます。

◆施策の方向性

- ・ 参加型・体験型手法の導入など人権に関する市民の理解を促進する啓発の推進
- ・ 市民ニーズや事業効果の把握
- ・ 人権情報の効果的な提供
- ・ 市民が積極的に人権啓発活動に取り組むための支援

② 人材育成の充実

市民が人権学習や様々な人権啓発活動に自主的、主体的に取り組むためには、体系的な学習や経験を積んだ人権啓発推進者の協力や支援が必要です。

北九州市は、企業をはじめ自治会や行政機関等で組織された「北九州市人権問題啓発推進協議会」と共催で、人権啓発推進者の養成講座を実施しています。人権啓発推進者が地域や職域等でより積極的に活動できるよう養成講座の充実や活動の場づくりを進めます。

地域における人権学習や人権啓発活動を推進するためには、地域住民の中から人権啓発を推進する人材が輩出されることが望まれます。このため広範な市民が人権啓発推進者となることのできるような環境づくりを行います。また、地域のまちづくりの拠点である地域交流センター等の職員が人権啓発に関してリーダーシップを発揮できるような人材養成に努めます。

さらに、人権啓発推進者と連携、協力して「人権文化のまちづくり」を進めるための活動を企画するなど、地域での人権啓発活動をけん引し、まちづくりを人権の視点でコーディネートする人材を育成します。

◆施策の方向性

- ・ 人権啓発推進者の組織化（ネットワーク化）等による人権啓発活動の充実
- ・ 広範な市民や市民活動団体への呼びかけなど人権啓発推進者の裾野の拡大
- ・ 地域交流センター等職員の人権啓発推進者としての研修の充実
- ・ 地域の人権啓発の核となる人権啓発コーディネーターの育成

③ 地域における啓発活動の推進

「人権文化のまちづくり」を進めるためには地域のコミュニティ活動においても、市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを実感でき、相互理解が深まるような啓発活動や交流事業が継続的に行われることが必要です。

このため地域のあらゆる機会や場を通じて人権について学ぶ機会の拡充に努めます。

また、市民が自主的に学ぶ機会を企画するなど、人権啓発活動や交流活動に気軽に取り組めるような環境づくりに努め、地域住民の自主的、主体的な活動を支援します。

◆施策の方向性

- ・ 地域交流センターや市民センターにおける学ぶ機会の拡充
- ・ 人権啓発推進者や人権啓発コーディネーターによる家庭、学校、地域、職域等での学ぶ機会の拡充
- ・ 市民ニーズや地域の実情に応じた啓発活動への支援
- ・ 地域での人権学習への支援

④ 企業の啓発活動への支援

企業にとっては、誰もが働きやすい職場環境の整備はもとより、従業員の人権意識の高揚を図ることが重要であり、企業内において計画的、継続的に研修を行っていく体制が望まれます。

このため、企業の効果的な人権研修や人権に配慮した企業活動を推進するための支援を積極的に行います。

◆施策の方向性

- ・ 企業研修を充実させるための人権啓発推進者の養成支援
- ・ 講師情報や啓発資料・教材等の提供など人権研修への支援
- ・ 企業等が効果的に人権啓発活動に取り組むための支援（再掲）

⑤ 人権啓発ネットワークの充実

人権問題が複雑化・多様化している現在、より効果的な人権啓発を行うためには、行政等の公的機関だけでなく市民活動団体をはじめ社会全体でネットワークを構築し啓発活動を行うことが必要です。

このため、人権問題の当事者団体をはじめとした市民活動団体等と人権啓発に関する情報交換や協働事業を行うなど人権啓発のネットワークを充実します。

また、市民の自主的な人権啓発活動を促進するために、人権に関心の高い市民が気軽に交流できる機会と場の提供に努めます。

◆施策の方向性

- ・ 市民活動団体等との連携による人権啓発活動の充実
- ・ 人権情報の交換や交流等市民活動の交流を促進する機会と場の提供

⑥ 調査・研究機能の充実

人権を身近に感じることができる効果的な人権啓発を行うため、啓発活動のあり方、手法等に対する市民のニーズや先進的な啓発手法についての積極的な情報収集や調査・研究を行うことが重要です。

このため、人権に関する情報の収集や人権啓発に関する調査・研究に努めるとともに、市民のニーズや事業効果を把握し、効果的な啓発活動に努めます。

◆施策の方向性

- ・ 大学・研究機関等との連携による人権情報の収集や啓発手法等の調査・研究
- ・ 市民ニーズや事業効果の把握（再掲）

⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の活動の充実

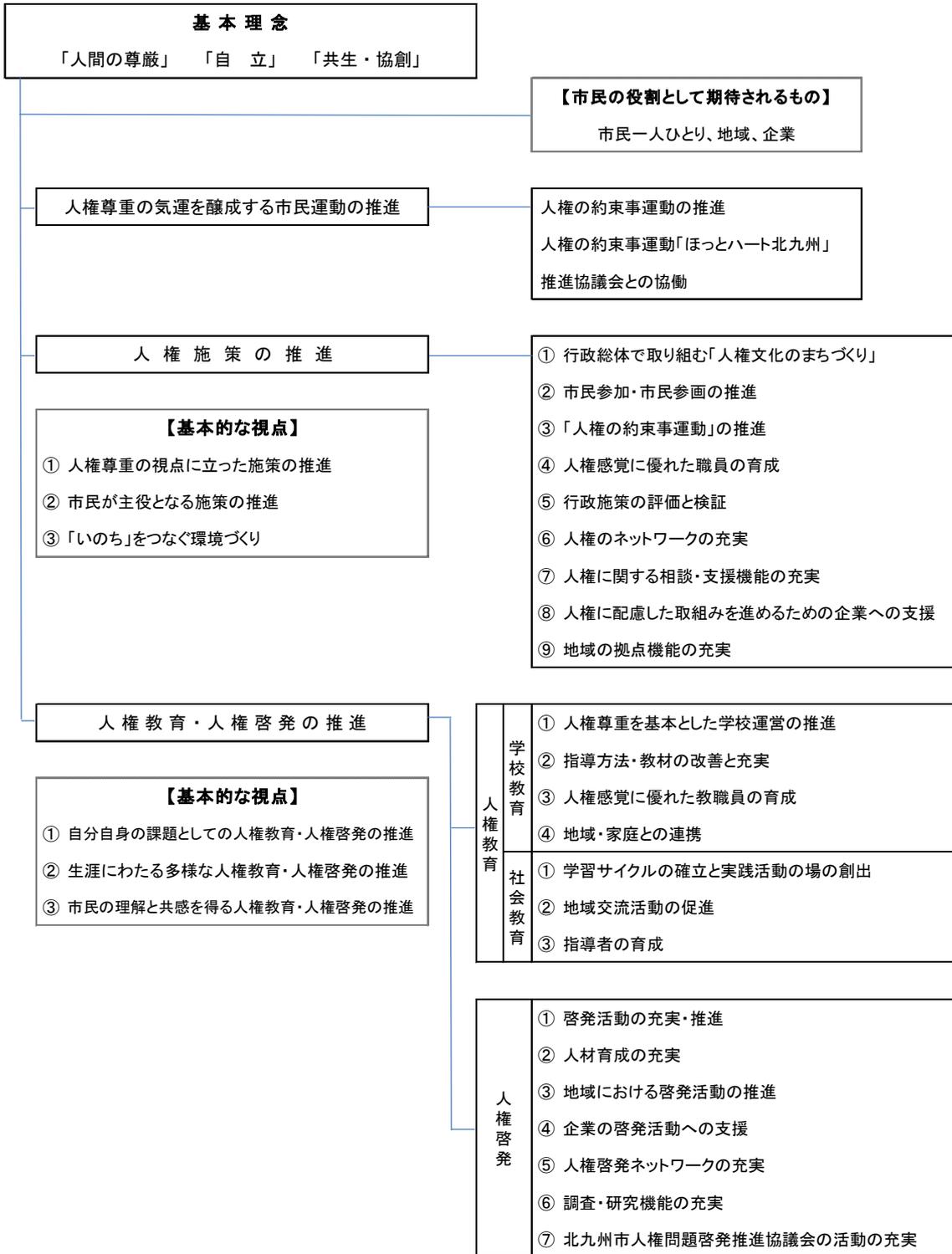
「北九州市人権問題啓発推進協議会」は、北九州市と協働し、人権啓発推進者養成講座や講演会の開催、独自の啓発資料等の作成など幅広い視点から人権啓発活動を行っており、今後も活動の充実が望まれます。

そのため、さまざまな団体が参加し、人権啓発を推進するうえで重要な役割を果たす同協議会が活動を充実するための連携や支援を強化します。

◆施策の方向性

- ・ 北九州市人権問題啓発推進協議会の組織や活動の活性化に対する連携・支援

人権文化のまちづくりの推進体系



第2編 北九州市の人権に関する取組み状況

第1章 人権を取り巻く状況

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、様々な施策が推進されています。

日本固有の人権問題である同和問題の解決を図るために、国は昭和44年（1969年）「同和对策事業特別措置法」を制定し、以降33年間にわたって早期解決に向けて特別対策を実施してきました。

平成8年（1996年）に出された地域改善対策協議会の意見具申の中で、同和問題解決への取組みを今後はあらゆる人権問題の解決に向けた取組みとして進める必要性が述べられています。さらに、「これまでの同和教育や啓発活動の中で培われてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきである」と人権教育・人権啓発の重要性についても述べられています。

平成12年（2000年）12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年（2002年）3月には、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。また、国連において「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、平成9年（1997年）、「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定し、あらゆる差別が解消されるような人権教育・人権啓発の取組みもなされてきました。

その後、平成28年（2016年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法（同年4月施行））、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法（同年6月施行））、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法（同年12月施行））など、個別の人権課題に関する法整備が進みました。

この他、児童虐待、SNSの急速な普及に伴う人権侵害、LGBT（※）等と呼ばれる性的少数者の人権、様々なハラスメントなどに関する国民の関心が高まっています。

一方、経済活動のグローバル化や国際的な人権・環境問題への関心の高まりの中、企業が社会に果たすべき責任（Corporate Social Responsibility = CSR）の重要性がクローズアップされており、国内外の企業で人権尊重や環境保護、企業倫理や法令遵守（コンプライアンス）など様々なCSRへの取組みが行われています。

（※）LGBT

レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった性的少数者の総称です。

この他、これまでに整備された個別の人権課題に関する条約や法律、制度等については、末尾の資料編にまとめています。

第2章 北九州市の人権に関する取組み状況

北九州市は、全国に先駆けて「身体障害者福祉モデル都市宣言」（昭和48年（1973年））を行い、障害者施策を市政の重要な柱として推進したのをはじめとして、同和行政を計画的かつ主体性を持って総合的に推進するための「北九州市同和对策総合計画」（昭和59年（1984年））の策定、女性に関する施策を体系的に推進するための「北九州市女性プラン」（平成2年（1990年））の策定など、個別の人権課題解決にあたっては、それぞれの分野の法令や計画等に基づき積極的、計画的に施策を推進してきました。

平成17年（2005年）には、「人権文化のまちづくり」を進めるための理念や取組みを定めた「北九州市人権行政指針」を策定（平成29年（2017年）改訂）し、市民がまちづくりの主役であることを認識して、市民の自主性、主体性を発揮できる環境づくりに努め、すべての施策において人権尊重を基調とし、行政総体で「人権文化のまちづくり」を進めてきました。

市民一人ひとりが人権を身近なものとして関心を持ち、人権を尊重するという行動の輪を広げることを目的とした「人権の約束事運動」の推進や、市長を本部長とした全庁的組織「北九州市人権施策推進本部」を置き、すべての部局が相互に連携・協力する体制を整え、すべての施策を通じて人権尊重意識の普及・啓発に努めました。

また、効果的かつ着実な人権啓発の推進のために人権関連組織の見直しを行い、人権啓発の拠点として平成19年（2007年）「人権推進センター」を設置、人権啓発に取り組んできました。

平成20年（2008年）12月には、新たな基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランを策定し（平成25年（2013年）12月改訂）、その中で「人権文化のまちづくり」を推進するとしました。

また、平成22年（2010年）10月に施行された、本市のまちづくりの基本となる「北九州市自治基本条例」においても、「まちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまち）を実現することを旨として行われなければならない」と定めました。

さらに、本市は、平成30年（2018年）6月に、「SDGs未来都市」に選定されました。「人権文化のまちづくり」を進めることは、「SDGs」の達成に資することから、積極的に取り組んでいます。

人権教育に関しては、令和元年（2019年）5月に「SDGsの視点を踏まえたシビックプライドの醸成」を基本方針・副題として盛り込んだ「北九州市教育大綱」を新たに策定、同年8月にはその内容に沿った「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を策定し、SDGsの視点を踏まえた学校教育を進めているほか、社会教育においては、平成28年（2016年）に「北九州市生涯学習推進計画《“学びの環”推進プラン》」を策定、「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、多様な学習機会の充実を図っています。

5年ごとに実施している人権に関する市民意識調査の最新の結果（平成27年（2015年））では、「あなたは、人権問題・差別問題にどの程度関心をもっていますか」との問いに対して、7割を超える人が「非常に関心がある」又は「多少関心がある」と回答しており、前回の調査（平成22年（2010年））より約6ポイント上昇しています。

また、「人権の大切さを理解し、人権を尊重するという意識を高めて、「人権文化のまちづくり」を進めるためには、今後どのような取組みを行えばよいと思いますか」との問いに対しては、「学校教育の中で人権を大事にする心を育てる」、「差別や偏見につながる慣習や社会の仕組みを改善する」、「家庭の中で人権を大事にする心を育てる」という項目が高い比率を示しており、社会の仕組みの改善や学校教育、家庭教育における取組みが期待されているといえます。

なお、人権に関する情報に接する回数が多い人ほど人権問題に対して能動的で、意識が高い傾向があります。

今後も、このような人権を取り巻く状況や市民の意識の変化などを踏まえて、すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちをめざして取組みを進めていきます。

個別の人権課題に対する北九州市の取組み状況は以下のとおりです。

【同和問題（部落差別）】

我が国固有の人権問題である同和問題は、日本社会の中で長い間続いた部落差別によって生じた、人間のいのちにかかわる問題です。また、同和問題は社会における経済活動や教育、地域での生活にかかわって起こる問題であり、国民全体にかかわる問題です。

昭和40年（1965年）に国の同和对策審議会から出された答申では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示され、同和問題を抜本的に解決するために、国、地方自治体が一体となって積極的に取り組んできました。

本市においては、平成13年（2001年）度末をもって同和对策のための特別措置法（地対財特法）が法期限を迎えること等から、平成14年（2002年）2月に「北九州

市人権・同和行政の基本方針」を策定し、「同和問題解決への取組みは多くの人々の努力によって一定の成果をあげているものの、教育、啓発などの分野で課題が残されている。今後は残された課題解決に向けて、同和問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、あらゆる差別の解消を視座に据えて、また、国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取組みなどを踏まえて積極的に施策を推進することが求められている」という基本認識のもと、特別対策は基本的には終了し、残された課題の解決への取組みは一般対策で適正に実施することとしました。

本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランでも、「これまでの同和問題解決への取組みの成果と課題を踏まえて、同和問題を人権問題という本質からとらえ、あらゆる人権問題の解決につなげていくという見地に立って、生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発を進めます」としています。

また、平成23年(2011年)に全国規模の戸籍不正取得事件が発覚したこともあり、各自治体で本人通知制度の導入が進み、本市においても平成27年(2015年)9月から導入しました。

本市が平成27年(2015年)に実施した人権に関する市民意識調査では、「同和地区の人を嫌がったり、避けたりするような意識はまだあると思いますか」という問いに対して、「差別意識を持っている人はまだいる・まだ多い」と答えた人が65.6%となっており、未だに多くの人と同和地区への差別意識があると認識しています。

一方で、「同和問題を解決するためには、大切なのはどのようなことだと思いますか」という問いに、「国民が同和問題に正しい理解を持ち、問題解決のために努力する」が51.2%と最も多く、また回を追うごとに増加しています。

昨今、市内においては、差別的なはり紙や落書きをする事象が発生しています。また、インターネットを悪用した差別を助長するような情報発信や悪質な書き込みなどが問題となっています。

このような状況の中、平成28年(2016年)12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に則り部落差別は許されないものである」との認識の下に、部落差別のない社会を実現すると謳っています。

本市では、同法の趣旨に基づき、相談担当職員の資質向上等相談機能の充実を図るとともに、部落差別の解消に向け、より効果的な啓発活動を推進していきます。

今後も、国や県と連携しながら、国民的課題である同和問題(部落差別)の解決に向けて、さらなる取組みを進めます。

【女性】

女性の人権については、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあり、男女がともに人権を尊重される男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にありました。

そのため、本市では平成 14 年（2002 年）4 月に「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」を施行後、平成 16 年度（2004 年度）より、条例に基づく「北九州市男女共同参画基本計画（第 1 次～第 3 次）」を策定し、様々な施策を積極的に進めてきました。

その結果、平成 29 年度（2017 年度）に実施した「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」では、性別による固定的役割分担意識に否定的な人が約 7 割となり、男性も初めて否定的な人の割合が半数を超えました。また、平成 29 年度には市の審議会等における女性委員の参画率が政令指定都市で初めて 50%を超えるなど、本市の男女共同参画は着実に進展しています。

しかしながら、女性の様々な分野への参画や就労、仕事と生活の調和、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会形成の推進に向けて更なる取組みを進めるため、令和元年度（2019 年度）に「第 4 次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、働きたい女性が働き続けることができるよう、女性が活躍しやすい経済社会の実現に向けた取組みや、男女が共に仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担う、ワーク・ライフ・バランスなどを推進しています。

また、「女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現」を柱の 1 つに掲げており、その中で「女性に対する暴力の防止及び被害者の支援」を「第 3 次北九州市DV対策基本計画」と位置付けております。誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の重大な人権侵害行為に対して、防止のための広報・啓発活動の充実や、相談対応、自立支援など様々な支援を行います。

なお、平成 27 年（2015 年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定（令和元年（2019 年）一部改正）されるなど、女性の活躍への更なる期待が高まっています。

今後も男女共同参画社会の形成（※）に向けて、市民及び事業者等並びに国及び県などの行政機関との連携を図りながら、これらの施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

(※) 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。(男女共同参画社会基本法第2条)

【子ども】

子どもの人権に関しては、平成6年(1994年)4月に日本が批准した「子どもの権利条約」にうたわれた4つの権利(1.生きる権利 2.育つ権利 3.守られる権利 4.参加する権利)などを保障していくため、地方自治体が重要な役割を担うこととなります。

本市においても、親等による虐待、インターネット等を媒介にしたいじめや複雑化する少年非行、犯罪の加害者や被害者となる子どもの増加、学校におけるいじめ、不登校、体罰等様々な問題があります。

このような子どもを取り巻く様々な環境や取り組みを踏まえ、子どもが健やかに成長できる環境を地域社会全体で一体となって築くために令和元年(2019年)11月には「元気発進!子どもプラン(第3次計画)(北九州市次世代育成行動計画・北九州市子ども・子育て支援事業計画)【令和2~6年度】」を策定しました。この中で、計画の視点として、「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」を新たに盛り込み、「子どもの権利条約」に示された4つの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重していくことをうたっています。

〔児童虐待〕

児童虐待については、社会的な関心の高まりや、関係機関職員への研修、市民への啓発活動など児童虐待防止推進事業に積極的に取り組んだ結果、児童相談所相談対応件数は年々増加しています。

痛ましい虐待事件が後を絶たない中、平成31年(2019年)4月「北九州市子どもを虐待から守る条例」が施行されました。条例では、子どものいのちと育ちを守るための基本理念や、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務等を定めています。条例に基づき、子どもの最善の利益と子どもの安全を最優先に考え、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待に対応する職員の資質の向上、虐待を受けた子どもや虐待を行った保護者への支援など、子どもを虐待から守る取り組みを推進します。

〔不登校やいじめ〕

不登校やいじめ問題等に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、学校支援のための講師を配置するなど問題の解決を目指して様々な取り組みを行っていますが、今後も学校における相談、指導等の援助を一層充実していきます。

また、いのちの大切さを学ばせることや人間関係を築く力、規範意識、正義感、コミュニケーション能力等の育成や心の居場所づくりが必要なことから、すべての教育活動を通して、体験活動などを積極的に取り入れながら「心の教育」の充実に力を入れています。

さらに、青少年の健全育成及び非行防止のために、子どもたちが主体的に活動できる機会や場の提供、またその活動を支える地域団体の活動の支援等を行うなど、子どもたちの「生きる力」を育む施策に取り組んでいます。

乳幼児期においても人とのかかわりの中で、人に対する愛情や信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指した就学前の教育・保育を行っています。

〔子どもの貧困問題〕

収入が低い家庭など親の世代の貧困が子どもの教育格差を生み、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の問題が指摘され、その対応が必要とされています。 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

今後も全ての子どもの人権が尊重され、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持つ、自立した心を育ていけるような環境づくりを目指して、家庭や地域、学校、企業、行政といった地域社会全体で連携・協力しながら、子どもを生き育てることの喜びを実感できる「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指していきます。

【高齢者】

我が国では、平均寿命の伸びや少子化などを背景に、高齢化が進んでいます。

北九州市の高齢化は、全国平均を上回る速さで進み、高齢化率は令和元年（2019年）9月末現在30.5%で、約3.3人に1人が高齢者（65歳以上）という状況となっております。 今後も高齢化率の上昇が見込まれています。

このような高齢化の進展により、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、また、家族介護者の負担や不安への対応が課題となっています。

本市では、平成5年度（1993年度）に策定した「北九州市高齢化社会対策総合計画」の結果を踏まえ、平成18年度（2006年度）から「北九州市高齢者支援計画」を3年ごとに策定し、現在、高齢者を一律に「支えられる側」とするのではなく、様々な分野で主役となり、いきいきと過ごせる長寿社会の実現を目指す「北九州市いきいき長寿プラン」（平成30年度～令和2年度）に基づいて、さまざまな施策を推進しています。

また、令和元年（2019年）5月には、認知症などにより判断能力が十分でない人の

自己決定権の尊重と本人保護を目的として、「北九州市成年後見制度利用促進計画」(令和元年度～令和2年度)を策定しました。成年後見制度の利用が必要な対象者のより一層の制度利用を促進するため、地域連携ネットワークによる被後見人等及び成年後見人に対する支援や制度普及のための啓発活動を実施する中核機関を開設し、利用促進を図っています。

〔認知症〕

認知症は誰でもなる可能性がある身近な病気です。本市の認知症高齢者の数は、平成29年(2017年)に3万9千人を超え、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくために、より多くの方に認知症についての正しい理解を広げる必要があります。そのため本市は、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。

また、認知症の人やその家族が交流や相談できるしくみとして、「認知症介護家族交流会」の実施や、「認知症・介護家族コールセンター」を開設するなどの取組みを行っています。

さらに、地域包括支援センターを中心に、保健、医療、福祉、介護、地域関係者の連携を強化し、身近なところで気軽に相談できる体制づくりを推進します。

〔高齢者虐待〕

高齢者への虐待に対しては、相談窓口である地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、介護サービス事業者や高齢者虐待に対応する職員に対する研修を実施して、高齢者に対する虐待防止や高齢者虐待対応能力の向上を図ります。また、介護事業所や施設に対しては、定期的に虐待防止の取組みの実施状況の確認や指導を行っています。

また、虐待を受けている高齢者及び虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点に立って対応するとともに、複雑化した虐待事例に対応するため、市民や関係機関・団体、介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の取組みを充実します。

【障害のある人】

障害のある人々は様々な物理的または社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況です。また、障害のある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足が関係している場合もあります。

本市では、平成28年(2016年)4月の「障害者差別解消法」施行に向けて、平成27年度(2015年度)には「北九州市障害者差別解消法連絡会議」を開催して本市が対応すべき課題等を検討し、「北九州市職員対応要領・職員向けガイドライン」を策定しました。また、平成28年(2016年)4月からは、障害者差別に関する専門

の相談窓口である「障害者差別解消相談コーナー」を開設し、同年8月、差別に関する相談等の情報共有や関係機関の連携強化を目的とした「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。

平成29年(2017年)12月には、市民、事業者及び市が協力して、障害を理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すため、「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」を制定しました。

さらに、平成30年(2018年)2月に策定した「北九州市障害者支援計画」において掲げた「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重しあいながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり～障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現～」の理念のもと、共生社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための政策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、令和元年(2019年)5月には、知的障害その他精神上的障害により判断能力が十分でない人の自己決定権の尊重と本人保護を目的として、「北九州市成年後見制度利用促進計画」(令和元年度～令和2年度)を策定しました。成年後見制度の利用が必要な対象者のより一層の制度利用を促進するため、地域連携ネットワークによる被後见人等及び成年後見人に対する支援や制度普及のための啓発活動を実施する中核機関を開設し、利用促進を図っています。

また、教育の分野では、平成19年度(2007年度)、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育(本市では養護教育)」から、全ての幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、弾力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換しました。平成28年度(2016年度)で10年目を迎え、多様な教育的ニーズ等に、より適切に対応していくため、平成29年(2017年)1月、特別支援教育に特化した「北九州市特別支援教育推進プラン」を策定しました。

このプランに基づき、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行うことができるように、推進体制を整えています。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、アイヌ語等を始めとする固有の文化を発展させてきた日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族ですが、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化の十分な保存、伝承が困難な状況にあります。

また、アイヌの人々への理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

国は、令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現す

るための施策の推進に関する法律」を施行し、「アイヌであることを理由とする差別等の禁止」を明記しました。また、国及び地方公共団体は、「広報活動等を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」とされています。

本市においても、人権啓発ラジオ番組や、啓発資料の提供など、アイヌの人々の人権に関する啓発を進めています。

【外国人】

外国人については、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題や、外国人に対する就職差別等様々な人権侵害があり、その背景には、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在などがあります。

〔多文化共生（※）〕

近年では外国人住民の増加とともに多国籍化が進んでいることもあり、「多文化共生」の重要性が増しています。

本市では、平成 20 年（2008 年）に、北九州市基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランの中で、まちづくりの取組みの方針の一つとして、多文化共生の推進を掲げ、外国人が滞在・生活しやすいまちづくりを推進しています。

平成 23 年（2011 年）7 月策定の「北九州市国際政策推進大綱 2011」では、「アジアにおける多文化共生先進都市を目指したまちづくり」、平成 28 年（2016 年）2 月策定の「北九州市国際政策推進大綱 2016」では「多様性が力となる多文化共生の推進」を基本方針の一つに掲げ、具体的な施策を推進してきました。

さらに、平成 30 年（2018 年）12 月に国が策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を受け、平成 31 年（2019 年）4 月より、従来の機能を拡充した一元的相談窓口「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を開設し、多言語での相談に対応しています。外国人市民が安全で安心して暮らせるようなまちづくりを進めるとともに、外国人市民が地域の担い手となって活躍することで地域力が高まっていくよう努めています。

（※）多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

〔ハイトスピーチ〕

外国人をめぐる人権問題の中でも、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるハイトスピーチ）が社会的問題となっています。平成 28 年（2016 年）6 月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する

法律」(いわゆるヘイトスピーチ解消法)が施行され、ヘイトスピーチを許すことなく、民族や国籍を問わず違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を目指すこととしています。本市では、法の趣旨を踏まえ、民族や国籍の違いを越え、互いの理解が進むよう、多文化共生の視点から、今後も国や県等と連携し、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発に努めます。

【H I V感染者・ハンセン病患者等】

国内では、H I V感染者の新規報告件数は平成19年(2007年)以降、平成20年(2008年)をピークとして年間1,000件以上で横ばいに推移しており、また、エイズ患者の新規報告件数についても平成18年(2006年)以降、年間400件程度で横ばいでの推移が続いています。

H I V(ヒト免疫不全ウイルス)感染症は、適切な治療により、エイズ発症予防が可能な慢性感染症となったにもかかわらず、正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況であり、社会的偏見や差別により様々な不利益を受けるといった問題があります。

エイズを含む感染症対策を講じるため、平成11年(1999年)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、感染症の患者等の人権を尊重しながら、感染症の予防と患者等に対する医療について総合的な施策の推進が図られています。さらに、H I V感染症に関しては、同法の規定に基づく「特定感染症予防指針」が策定されており、正しい知識の普及啓発や人権の尊重等について具体的な取組みが示されています。

本市では、「世界エイズデーレッドリボンキャンペーン」の実施をはじめ、各種啓発事業や、学校等を対象としたエイズ教育などに取り組むとともに、H I Vカウンセラー派遣制度を設け患者・感染者やその家族等の精神的な支援を行うなど、総合的なエイズ対策を推進しています。

また、ハンセン病は、「らい菌」という極めて感染力の弱い細菌による感染症で、かつて遺伝病などと誤解され、患者の強制隔離が行われるなどの人権侵害が行われていました。現在は、感染しても発病することはごくまれで、適切な治療により後遺症も残らず完治する病気ですが、平成15年(2003年)に、熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件という、誤った認識や偏見による人権侵害が起きました。

このような偏見や差別の解消を推進するため、平成21年(2009年)4月「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

また、平成22年(2010年)には、国連総会に、「ハンセン病差別撤廃決議」を主提案国として提出、採択されました。

さらに、ハンセン病の患者であった者等の家族について、名誉の回復及び福祉の増進を図るため、令和元年（2019年）11月、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が一部改正されました。「ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とされています。

また、同時に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

本市では、エイズやハンセン病、その他感染症にかかわる人権問題について、国や県など関係機関と連携を図り、人権啓発ラジオ番組や、講演会、啓発資料の提供などを通じて、市民への正しい知識の普及と差別や偏見の解消に努めています。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居確保の困難さ等、社会復帰を目指すにあたり厳しい状況に置かれています。

刑を終えて出所した人の社会復帰を支援することは、再犯防止に結びつくことが期待できます。

平成28年（2017年）12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中で受け入れ、見守り、支えていくことは何よりも大切です。

本市では、刑を終えて出所した人たちの更生について市民の理解を深めることを目的に、毎年7月1日の「更生保護の日」を中心に“社会を明るくする運動”を実施するなど、地域・事業者・行政が連携を図りながら、これらの人々や家族の人権を尊重する市民意識の向上に努めています。

【犯罪被害者等】

犯罪被害者本人と、その家族、遺族は、犯罪の直接的な被害に加え、精神的被害や収入の途絶などにより経済的にも困難な状況に陥るなどの他、興味本位のうわさや、心ない中傷等により、名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの二次的な被害を受けるといった問題があります。

平成17年（2005年）4月に、「犯罪被害者等基本法」（平成27年（2015年）改正）が施行されました。その中で、「国民は、犯罪被害者の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のた

めの施策に協力するよう努めなければならない」と明記されています。

本市では、平成26年度に策定した「北九州市安全・安心条例」に基づく「北九州市安全・安心条例行動計画（アクションプラン）」（平成27～31年度）において「安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実」として、犯罪被害者支援に取り組んでいます。

現在、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」と「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を福岡県、福岡市と共同で設置し、犯罪被害者等が直面している問題について、面接、カウンセリングや警察、病院、裁判所等への付き添いまでを、総合的に支援する取り組みを行っています。

【インターネットによる人権侵害】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、プライバシーを侵害したり、また、差別を助長する表現の書き込みや個人情報の流出など、人権に関わる様々な問題が起きています。

近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及にともない、インターネット上での人権を無視した発言や行為の情報発信も多く見られるようになりました。青少年の利用も年々増加している中、誹謗中傷の書き込みなどにより子どもが加害者や被害者になったり、インターネットを利用した犯罪に巻き込まれるなどの事案も発生しています。

平成21年（2009年）4月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット事業者にフィルタリングの義務づけがなされました。

平成26年（2014年）11月には、いわゆるリベンジ・ポルノ等による被害の発生・拡大を防止するために、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が成立しました。

本市においては、人権啓発ラジオ番組や、講演会、啓発資料の提供などを通じて、インターネットを正しく活用することや、情報を鵜呑みにせず正しい知識をもって判断することの大切さを継続的に啓発しているほか、学校等においても、児童・生徒、保護者を対象にインターネットや携帯電話、スマートフォンの危険性について教育・啓発を進めています。

また、インターネット掲示板等への書き込みによる人権侵害に関しては法務局など関係機関と連携、協働しながらプロバイダ等に削除依頼を行うなど、人権侵害に迅速に対応しています。

【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮による拉致の疑いもたれています。日本政府は、これまでに17名を北朝鮮による拉致被害者として認定していますが、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

平成18年（2006年）6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、政府は「拉致問題対策本部」を設置しました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10～16日）」が定められました。また、平成23年（2011年）4月の閣議決定で、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。

平成27年（2015年）、我が国はEUと共同で国連総会本会議に「北朝鮮人権状況決議案」を提出し、拉致被害者の早期帰国等により国際的な懸念事項を解決すること等を強く要求、賛成多数で採択されました。

本市においては、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に北朝鮮人権侵害問題パネル展を開催する他、人権啓発ラジオ番組や、講演会、啓発資料の提供など、市民にこの問題についての関心と認識を深めてもらうための取組みを進めています。

【ホームレス】

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が、嫌がらせや暴行を受けるなどといった人権問題が起きています。

そのため、平成14年（2002年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の時限法として施行されました。その後、平成24年（2012年）に5年間、平成29年（2017年）にさらに10年間、その期限が延長されました。

本市では、ホームレスに関する諸問題を解決するため、平成16年（2004年）3月に「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を策定しました。この計画の取組みの柱として、「ホームレス自立支援センター北九州」を開設し、受け入れた入所者に対して生活指導や職業相談を行ってきました。この取組みの結果、就労による自立などにより、近年、ホームレスの数は大幅に減少しています。

今後も、自立支援センターをホームレス対策の中心的な施策と位置付け、市民や民間団体と連携協働し、ホームレスの自立支援を推進するとともに、ホームレスの自立を地域全体で支え合うために地域に開かれた施設づくりに取り組めます。

また、ホームレスの人権については、実施計画の中で重点項目の一つと位置付け、「ホームレス問題への理解促進と人権の尊重」に取り組んでいくこととしており、市民への啓発広報活動を中心に、ホームレス問題への理解促進、人権を尊重する意識の高揚を図るための取組みを推進します。

【性的指向・性自認】

性的指向とは、人の恋愛、性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を言います。同性愛者（男性が男性を、女性が女性を好きになる人）、両性愛者（性愛の対象が、男性、女性の両方に向かう人）は、一般的な固定観念（性愛の対象が異性である）と異なるために、偏見や差別の対象とされ、嫌がらせや、職場での不利益などの差別的取り扱いを受けることがあります。

また、性の自己認識（性自認）と生物学的な性が一致していない人々は、社会生活上様々な問題を抱えるほか、周囲の人からの偏見や差別を受けることがあります。

平成16年（2004年）7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす場合に性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

教育においては、平成27年（2015年）4月に、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知が出され、この中で、性同一性障害の児童生徒に関してだけでなく、性的少数者全般に関して支援することとされており、本市もこれに沿って学校教育における児童生徒への支援を行っています。さらに、令和2年（2020年）4月から、中学校標準服を性別に関わらず選択できるように見直すなど、より多様性が認められるよう支援していきます。

また、令和元年（2019年）7月、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的として、「北九州市パートナーシップ宣誓制度」を導入するとともに、性同一性障害に関する相談窓口を開設しました。さらに、市営住宅の入居要件のひとつである親族要件にパートナーを含める改正を行い、8月から実施しました。

性的指向や性自認に関する市民の理解を一層深め、差別や偏見を解消するため、講演会やラジオ番組、啓発資料の提供などを通じて啓発を推進するほか、企業との連携、職員研修等も進め、だれもが生活しやすい環境づくりを目指します。

【人身取引（トラフィッキング）】

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取、強制労働、臓器売買などを目的とした事案が発生しており、主に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者となっています。

我が国では、平成16年（2004年）4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月に人身取引の撲滅、防止、被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」がとりまとめられました。その後、人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、平成26年（2014年）12月に新たに「人身取引対策行動計画2014」

が策定されて、関係行政機関が密接な連携を図りつつ人身取引対策に取り組んでいます。

本市では、市民の関心や理解を深めるため、啓発資料の提供などを通じて啓発を進めます。

【東日本大震災に起因する人権問題】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により、未曾有の大災害となりました。この津波により、東京電力福島第一原子力発電所が被害を受け、いまだ多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難生活の長期化によるトラブルや、放射線被ばくについての風評等による差別的取扱い、避難先の学校におけるいじめ問題、などといった人権問題が発生しています。

東日本大震災に限らず、被災された方々が偏見や差別を受けることなく、安心して生活することができるためには、人々が正しい知識と思いやりの心を持って問題を解決していくとともに、人権問題の発生を防ぐことが大切です。

本市では、市民の関心や理解を深めるため、啓発資料の提供などを通じて啓発を進めます。

【様々な人権課題】

□ 人権救済等に関する制度

児童・高齢者・障害のある人等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力等の他、インターネット等を悪用したいわゆる同和地区名とする地名等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が全国的に発生しています。

このような人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、独立性、迅速性、専門性を具えた実効性のある人権救済等に関する法制度の早期確立を、本市は他の自治体とともに国へ働きかけています。

□ 個人情報の保護

高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の流出や漏洩等を防止するため、国の法制度の整備に併せ、平成16年（2004年）12月に「北九州市個人情報保護条例」を全部改正したほか、平成27年（2015年）6月にはマイナンバー法の制定に伴い条例を一部改正し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めています。また近年では、職務上の資格を利用して戸籍や住民票の写しなどを不正に取得するという事件も起こっており、本市では住民票の写し等の不正取得が行われた場合に、本人にその旨を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的に、平成27年（2015年）9月から「本人通知制度」を導入しています。

□ ハラスメント

近年、様々なハラスメントが問題となっており、職場においては、「セクシュアルハラスメント」、「マタニティハラスメント」、「パワーハラスメント」などの問題があります。

令和元年(2019年)5月、職場におけるパワーハラスメント対策が法制化され、パワーハラスメント防止のために必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。また、セクシャルハラスメント等の防止対策も強化されました。

職場で働く人たちが、お互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくりが求められています。

本市では、毎年、企業の人権担当者が参加する研修会や講演会を開催するほか、人権問題啓発推進協議会と連携し、人権問題に関する情報提供を行うなど、企業の人権への取組みを支援しています。

□ 生活困窮

平成27年(2015年)に生活困窮者自立支援法が施行され、支援制度が開始されました。これにより、本市でも、生活保護に至る前の生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、相談支援、就労準備支援などの事業を行っています。

□ 自殺対策

「自殺対策基本法」(平成18年(2006年)施行)や「自殺総合対策大綱」(平成19年(2007年)施行)に基づき、関係機関・団体等で構成する「北九州市自殺対策連絡会議」を中心に、それぞれの分野において自殺対策に取り組んできました。平成28年(2016年)の自殺対策基本法の改正では、市町村に地域の実情を勘案した計画の策定が義務付けられたことから、平成29年(2017年)5月に「北九州市自殺対策計画」を策定し、総合的な自殺対策の取組みを推進しています。

資料編

1 世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月10日
第三回国際連合総会で採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地

域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2 日本国憲法（抄）

昭和21年（1946年）11月3日公布

昭和22年（1947年）5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現に

これを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保

障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年(2000年)12月6日法律147号

平成12年(2000年)12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議

平成12年(2000年)11月15日

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組は、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する付帯決議

平成12年(2000年)11月28日

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行にあたっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

4 法務省人権啓発活動年間強調事項（令和元年度）

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題 （部落差別）を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

5 主要な人権関係条約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）【1979年6月批准】

A規約は、労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定したものです。

社会権とは、人権の保障を名実共に充実したものとするためには、国家が個人の生活の保障に一定程度の責任を果たすべきであるという認識に立って、国の施策により個人に認められている権利です。

②市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）【1979年6月批准】

B規約は、人は生まれながらにして自由であるという基本的考えの下、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定しています。

具体的には、表現の自由、移動の自由、身体の自由、宗教の自由、集会・結社の自由に加え、参政権が規定されています。締約国は、全ての個人に対して、いかなる差別もなしにこれらの権利が尊重され、確保されることを義務として負っています。

③あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

【1995年12月加入】

人種、民族に対する差別は依然として存在し、このような差別を撤廃するためには、各国に対し、差別を撤廃するための具体的な措置の履行を義務付ける国際文書を作成することが必要とされ、昭和40年（1965年）の国連総会において、この条約が採択されました。

人種差別撤廃条約は、締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策を全ての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としています。

④女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

【1985年6月批准】

全ての人間は、そもそも生まれながらに自由かつ平等であることから、男女も個人として等しく尊重されるべきであるとの基本的理念を実現すべく、昭和54年（1979年）の国連総会において、この条約が採択されました。

女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが、締約国には求められています。

転載「令和元年度版人権の擁護」編集発行 法務省人権擁護局

⑤拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
(拷問等禁止条約) 【1999年6月加入】

拷問の禁止については、世界人権宣言及びB規約等において既に規定されています。しかし、1970年代に、一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対し国際的な非難が高まったことを背景に、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、昭和59年(1984年)の国連総会において、この条約が採択されました。本条約は「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引き渡し等について規定しています。

⑥児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) 【1994年4月批准】

世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そのような現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して、平成元年(1989年)の国連総会においてこの条約が採択されました。この条約は、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

⑦強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (強制失踪条約)

【2009年7月批准】

拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を持つこの条約は、平成18年(2006年)に国連総会で採択されました。拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものです。

⑧障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約) 【2014年1月批准】

依然として障害のある人が人権侵害に直面している状況を改善するため、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、平成18年(2006年)の国連総会においてこの条約が採択されました。

この条約は、障害のある人の人権・基本的自由の享有の確保等を目的とし、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の、障害のある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定しています。

6 人権課題別の法令、制度等

【同和問題（部落差別）】

- 1969年 7月 同和対策事業特別措置法施行
- 1982年 4月 地域改善対策特別措置法施行
- 2016年 12月 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）施行

【女性】

- 1986年 4月 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）施行（1999年、2007年、2017年、2019年改正）
→1997年から現行法律名（上記）
- 1999年 6月 男女共同参画社会基本法施行
- 2000年 11月 ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）施行（2013年、2017年改正）
- 2001年 10月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）施行（2004年、2008年、2014年改正）
→2014年から現行法律名（上記）
- 2015年 9月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行（2019年改正）

【子ども】

- 1999年 11月 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）施行（2004年、2014年改正）
→2014年から現行法律名（上記）
- 2000年 11月 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行（2004年、2008年、2016年、2019年改正）
- 2013年 9月 いじめ防止対策推進法施行
- 2014年 1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律施行（2019年改正）

【高齢者】

- 1995年 12月 高齢社会対策基本法施行
- 2006年 4月 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）施行
- 2006年 12月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリ

一新法) 施行

■2016年 5月 成年後見制度の利用の促進に関する法律 (成年後見制度利用促進法) 施行

【障害のある人】

- 2004年 6月 障害者基本法改正 (障害を理由とする差別禁止の理念を明記)
(2011年改正)
- 2012年 10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法) 施行
- 2016年 4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) 施行

【アイヌの人々】

- 2008年 6月 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議を衆参両院で採択
- 2019年 5月 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行

【外国人】

- 2006年 3月 総務省が地域における多文化共生推進プラン策定
- 2012年 7月 外国人登録法廃止、住民基本台帳法の一部改正
- 2016年 6月 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法) 施行
- 2018年 12月 国が「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」策定 (2019年改訂)

【H I V感染者・ハンセン病患者等】

- 1999年 4月 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
(2003年、2007年、2008年、2016年改正)
- 2009年 4月 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (ハンセン病問題基本法)
施行 (2015年、2019年改正)

【刑を終えて出所した人】

- 2016年 12月 再犯の防止等の推進に関する法律施行

【犯罪被害者等】

- 2000年 11月 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）施行（2008年、2013年改正）
→2008年から現行法律名（上記）
- 2005年 4月 犯罪被害者等基本法施行

【インターネットによる人権侵害】

- 2002年 5月 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）施行
- 2009年 4月 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）施行
- 2014年 11月 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）施行

【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】

- 2006年 6月 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）施行（2007年改正）

【ホームレス】

- 2002年 8月 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行（2012年、2017年改正）

【性的指向・性自認】

- 2004年 7月 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律施行（性同一性障害特例法）（2008年改正）

【人身取引（トラフィッキング）】

- 2014年 12月 人身取引対策行動計画2014策定

【様々な人権課題】

- 2003年 4月 個人情報の保護に関する法律施行
- 2015年 4月 生活困窮者自立支援法施行（2019年改正）
- 2006年 10月 自殺対策基本法施行（2016年改正）

7 「元気発進！北九州」プラン（北九州市基本構想・基本計画）（抜粋）

平成20年（2008年）12月策定

第1編 基本構想

第1章 未来創造宣言

第2章 時代潮流

第3章 まちづくりの基本的な考え方

1 まちづくりの目標

人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち

これまでの歴史のなかで培ってきた人や文化、環境、技術など、まちの「たから」を活かし、市民一人ひとりの幸せとまちの未来を、みんなで力を合わせて築いていきます。

すべての市民が人権を尊重され、自らの持つ力を発揮し活躍できるとともに、地域文化を育みながら心豊かに暮らせるまちをめざします。

また、産業技術や環境技術の集積、アジアとの交流の歴史などを活かしながら、環境と産業が調和した低炭素社会づくりに挑戦し、世界と交流するまちをめざします。

夢と希望にあふれた未来のため、市民がまちに自信と誇りを持ち、住んでいる市民はもちろん訪れた人も、「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちを実現していきます。

2 基本方針

(1) 人づくり～多様な人材が輝くまちをつくる

(2) 暮らしづくり～質の高い暮らしができるまちをつくる

北九州市で生まれ、育ち、学び、働き、活動する市民一人ひとりが、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思える「暮らし」を実現します。

少子高齢化が進み、高齢者が著しく増えることが予想されるなか、年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地などを問わず、すべての市民が人権を尊重される「人権文化のまちづくり」を推進します。また、安全・安心で健康かつ快適な暮らしを実現するため、災害や事故、感染症などから市民生活を守る危機管理の体制を確立し、保健・医療・福祉を充実させます。また、地域社会を構成する基本単位である家族や家庭を大切にするとともに、身近な地域において互いの信頼のきずなを育て、人とのつながりや温かさを実感できるよう地域コミュニ

ティをより活性化します。

また、夢と希望を持てる充実した暮らしを実現するためには、男女共同参画を進め、一人ひとりの意欲と能力を引き出していく必要があります。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、市民が芸術・文化やスポーツに親しみ、市民活動に参加するなど、多彩な生き方や働き方を選択できる環境を整えていきます。

このような質の高い暮らしの舞台として、包容力のある都市文化を育んでいく必要があります。地域の歴史や伝統を大切にしながら、あらゆる市民が互いの文化を認め合い、対等な立場で相互理解を深める関係を築きながら共に生きていく「多文化共生」のまちをつくります。

(3) 産業づくり～元気で人が集まるまちをつくる

(4) 都市づくり～便利で快適なまちをつくる

第4章 まちづくりの取組みの柱

I 人を育てる ～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出

II きずなを結ぶ ～健康で安全・安心な暮らしの実現

防災や防犯、暴力団対策、保健・医療・福祉などさまざまな分野で、安全で安心できる市民の暮らしを守る体制を整備します。また、市民一人ひとりが互いのきずなを深め、地域で支え合うネットワークを充実・強化します。さらに、年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地などにかかわらず、すべての市民が人権を尊重され、自分らしく暮らせるまちをめざし、「人権文化のまちづくり」を進めます。

●信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり

●誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくり

●すべての市民が人権を尊重され自分らしく暮らせるまちづくり

III 暮らしを彩る ～快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興

IV いきいきと働く ～競争力のある産業振興と豊かな雇用創出

V 街を支える ～都市基盤の強化と国際物流拠点の形成

VI 環境を未来に引き継ぐ ～市民・企業・行政が共につくる「世界の環境首都」

VII アジアの中で成長する ～アジア諸都市との交流・協力と広域連携

8 北九州市自治基本条例（抜粋）

平成22年(2010年)9月30日条例第30号

平成22年(2010年)10月1日施行

前文

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治(以下「市民自治」という。)の確立に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等(法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。)を執行する場合も、同様とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市長等 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) コミュニティ 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。

2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち(すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。)を実現することを旨として行われなければならない。

(自治の基本原則)

第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。

- 2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。
- 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。
- 4 市民及び市は、自治を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保するものとする。